

女子中高生の理系進路選択支援プログラム

平成31年度募集に関するFAQ

1 今回の募集から新たに変更された点

Q1-1 応募要件などについて、平成31年度募集からの主な変更点を教えてください。

2 応募要件・内容

Q2-1 企画内容で期待する内容があれば教えてください。

Q2-2 応募時に特に気をつけることを教えてください。

Q2-3 取り組みとして成立させるための、最低参加者数や開講時間などの条件はありますか。

Q2-4 新規応募機関と再応募機関の選考の違いについて教えてください。

Q2-5 実施機関（応募できる機関）として、県の男女共同参画センター等は、応募できますか。

Q2-6 実施機関（応募できる機関）として、商工会議所は、応募できますか。

Q2-7 実施機関（応募できる機関）として、業界団体は、応募できますか。

Q2-8 科学館、科学系博物館などが指定管理者制度を適用している場合、応募することはできますか。

Q2-9 男子生徒は、女子生徒と比べてどのくらいの比率まで参加できますか。

Q2-10 学校訪問を取り組みのひとつとして開催することはできますか。

Q2-11 女子中学生または女子高校生のいずれか一方のみを対象とした取り組みを実施することはできますか。

Q2-12 小学生向けの取り組みを実施することはできますか。

Q2-13 募集要項P7「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取り組み」に記載のある「理系分野での多様な学びと」は、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。

Q2-14 中学校・高等学校の教員に向けた取り組みの場としては、どのようなところが考えられますか。

Q2-15 実施体制で民間企業が参加する体制を必須としているのはなぜでしょうか。

Q2-16 実施体制に必要なグループC教育委員会との連携は、提案書の提出期限まで

に構築している必要がありますか。

- Q 2-17 募集要項 P 1 0 「iii. 効果的な活動」として、「各取り組みや成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。」とは、どのようなことが想定されるでしょうか。
- Q 2-18 募集要項 P 1 0 「iv 事業の継続性（ア）実施体制に参加する機関が集まって進める取り組み」の中に記載している「関係機関相互の連携を強めるため、実施体制に参画する機関全体による取り組みを行い、毎年継続して、地域に対して働きかけを行うなど女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげるように努めてください。」とは、どの様な取り組みを想定しているのでしょうか。
- Q 2-19 オープンキャンパスの中で実施する場合には、どのような配慮が必要ですか。
- Q 2-20 支援対象とならない企画として「物品販売、営利活動」が挙げられています。が、「実費徴収」を行うことはできないでしょうか。
- Q 2-21 大学組織の一部である研究所やセンターなどの応募はできますか。
- Q 2-22 学部ごとの応募など、一つの大学から複数の企画を応募できますか。
- Q 2-23 募集要項 P 1 3 「V. 審査の観点」（ウ）【女子中高生】に記載のある「参加者にあわせた幅広い視点からの取り組みか。」が求められるのはなぜでしょうか。
- Q 2-24 採択された後に企画提案書の内容を変更することはできますか。

3 経費計上

- Q 3-1 他の補助金などと合算して使用することはできますか。
- Q 3-2 応募した経費から減額して採択される場合はありますか。
- Q 3-3 実施機関、共同機関に属する者が、謝金を受け取ることはできますか。
- Q 3-4 どのような場合に人件費として計上することになりますか。
- Q 3-5 TAとして認められるのはどのような業務についてですか。
- Q 3-6 事務補助員の人件費を計上することはできますか。
- Q 3-7 バス代（車両雇上）はどのような場合に計上することができますか。

4 その他

- Q 4-1 企画提案書【3】（2）の「女性科学者などに関する補助金などについて」に、JST または他機関から受けている支援について記載すると、審査に不利になりますか。

1 今回の募集から新たに変更された点

Q1-1 応募要件などについて、平成31年度募集の主な変更点を教えてください。

A1-1 ①女子中学生を主な対象とした、実施機関の周辺市区町村規模の企画の申請について

本プログラムは、都道府県全域規模の領域まで広がる取り組みが行われることを想定し、支援金額上限300万円にて公募を行っておりましたが、支援終了後の継続性を鑑み、適正な実施規模において特に理系進路選択に関心が薄い層の取り組みを促進するため、平成31年度募集においては、主として女子中学生を対象とした、実施機関の周辺市区町村規模での取り組みを実施する企画の申請も新たに募集します。

申請される機関は、支援終了後の事業継続を考慮の上、適正な実施規模にて企画を申請してください。

②実施体制における教育委員会との連携について

主として女子中学生を対象とした、実施機関の周辺市区町村規模での企画については、都道府県教育委員会が実施体制に含まれない場合においても、取り組みの対象となる市区町村の教育委員会が実施体制に含まれていることにより、申請を可とします。

但し、周辺市区町村規模での企画においても、高校生を対象とした取り組みの実施を想定している際には、都道府県教育委員会を実施体制に含めることを推奨します。

③女子中高生を対象とした取り組みについて

プログラムの趣旨を反映し、実施にあたっては、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生（特に女子中学生）を対象とした取り組みの実施を必須とします。

また、具体的な理系学部の選択に迷っているとあった、一定程度理系に関心がある女子中高生を中心とした取り組みについても別途実施する際には、参加者それぞれの興味・関心・進路意識などに応じて、取り組みを計画してください。

④採択予定件数・支援金額

平成31年度は5件程度を予定しています。（平成30年度実績：10件）支援金額上限の300万円／年に変更はありませんが、都道府県全域規模ではなく周辺市区町村規模での企画の場合は、150万円前後／年を目安に申請をしてください。

2 応募要件・内容

Q2-1 企画内容で期待する内容があれば教えてください。

A2-1 女子中高生の理系進路選択の促進を最大化する、実施機関の創意工夫を含めた効果的な取り組みを期待しています。

女子中高生に対しては、自分の近未来の姿をイメージしやすいように、比較的年齢が近く、社会で活躍しているような身近なロールモデルの提示が望まれます。この際、ロールモデルは、一例でしかないので、理系卒業後の活躍の場所が、多岐に亘ることを伝えることが重要と考えます。また、理系進路選択の醸成をはかるため、参加者同士で対話できる場を持つなどの取り組みが含まれることを期待しています。

参加する女子中高生は、理系進路選択に関心が薄い、または文理選択に迷っている女子中高生を中心とした取り組みの実施を必須としますが、具体的な理系学部の選択に迷っているといった、それ以外の参加者も視野に入れた、幅広い視点からの取り組みの実施を推奨します。

保護者と教員に対しては、理系学部で何を学び何ができるのか、大学生活はどのようなものか、卒業後はどのようにして活躍しているのか、企業で女性はどのように期待されているのかなどの情報提供をすることで理系進路選択を後押しできるような取り組みを期待しています。

中高生の指導教員などが特に意識しないまま、進路などに迷う女子生徒を理系から遠ざけることがないよう、いかに効果的に新しい情報提供していくかという点について、工夫を期待します。

また、実施体制においては、支援終了後においても事業を継続しうる体制を構築することが必要となります。

特に都道府県全域規模にて事業の実施を企画する際には、実施機関・共同機関・連携機関に過度な負担が生じないように、相互に補完し合って無理なく事業を継続できる連携体制を提案してください。

Q 2-2 応募時に特に気をつけることを教えてください。

A 2-2 過去の応募例から気をつける方が良いと思われる例は以下の通りです。

- 1 各機関の生徒募集活動や広報活動を主目的とした、オープンキャンパス、大学紹介などは支援の対象となりません。本プログラムでは、女子中高生の理系進路選択を支援する取り組みが主な実施内容である必要がありますので、ご注意ください。

(Q 2-19 も合わせて確認してください)

- 2 予定参加者数が極端に少ない取り組みの応募が見られます。取り組み内容によっては、より有効にするために参加者数を絞ることが必要となるケースも想定されますが、できるだけ多くの参加者に参加していただくことが望まれます。
- 3 実際の参加者数が、予定数を大幅に下回るケースが見られます。そのようなことがないよう、教育委員会だけでなく地元メディアなどと連携するなど、参加者募集などにも工夫を加え、企画提案書に記載してください。なお、参加者数が予定よりも下回った場合、経費を戻入していただく場合があります。
- 4 講演会などを単発で行うよりも、多様な取り組みの実施や、取り組み後のサポート体制の構築など、効果を最大化することが望まれます。

Q 2-3 取り組みとして成立させるための、最低参加者数や開講時間などの条件はありますか。

A 2-3 ありません。

ただし、少しでも多くの効果を得るため、多くの参加者を対象とした企画を立案してください。

Q 2-4 新規応募機関と再応募機関の選考の違いについて教えてください。

A 2-4 平成30年度に引き続き、平成31年度の公募においても、女子中高生の理系進路選択を支援する企画が全国でより広範に展開されるために、選定に関しては新規応募機関からの提案を優先するとともに、再応募機関については新規応募機関の選考状況を踏まえた上で、プログラムの趣旨に則し効果を最大化することが見込まれる優れた企画の中から、採択回数、機関の多様性、地域バランス等を考慮して、総合的に判断します。

(「新規応募機関」と「再応募機関」の定義については、募集要項のP5をご確認ください。)

再応募機関の応募にあたっては、企画提案書における新規応募機関との共通記載項目に加え、「これまでの企画に関する内容」と新たに支援を受けるこ

とによって実現できる「新たな展開内容とそのねらい」、および「支援終了後に向けた具体的な活動内容」に関する項目（新展開項目）を記載してください。

新展開項目の記載にあたっては、支援機関終了後における企画実施の継続性に留意した実施体制の改善・再構築と、成果の最大化に資する企画の深化の2点を、共に達成するための提案であることが必要となります。

※上記2点のうち一方だけを実施する提案や、取り組み回数や参加者を増やす等の単に規模を拡大した提案、支援終了後の継続性に留意していない提案については、新展開項目の必要条件を満たすものとは見なしません。

Q 2-5 実施機関（応募できる機関）として、県の男女共同参画センター等は、応募できますか。

A 2-5 県の組織であれば教育委員会以外の機関でも、募集要項 P 4「2. 実施体制の構成機関」に記載されているグループ B の教育委員会を除く地方公共団体として、応募できます。

Q 2-6 実施機関（応募できる機関）として、商工会議所は、応募できますか。

A 2-6 募集要項 P 4「2. 実施体制の構成機関」に記載されているグループ B の民間企業を取りまとめる機関として応募できます。

Q 2-7 実施機関（応募できる機関）として、業界団体は、応募できますか。

A 2-7 募集要項 P 4「2. 実勢体制の構成機関」に記載されているグループ B の公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人に該当する機関であれば、応募できます。

Q 2-8 科学館、科学系博物館などが指定管理者制度を適用している場合、応募することはできますか。

A 2-8 応募できます。

ただし、科学館・科学系博物館などの所有機関と指定管理者との間で必ず事前に調整・合意のうえ、科学館・科学系博物館などではなく、指定管理者が応募してください。

Q 2-9 男子生徒は、女子生徒と比べてどのくらいの比率まで参加できますか。

A 2-9 参加の比率は、問いません。

取り組みの主対象は女子生徒であるものの、男子生徒にとっても参加が有効、または男子生徒の参加が不可欠な理由がある場合は、認めることがあります。男子生徒が参加する場合は、理由が必要ですのでご注意ください。

Q 2-10 学校訪問を取り組みのひとつとして開催することはできますか。

A 2-10 開催を推奨します。

ただし、特定の学校を対象とするのではなく、例えば、教育委員会を通じて広く公募を行い、応募した学校に対して学校訪問を行うなど、参加機会の公平さを確保してください。学校訪問を希望する学校全てに対応できない場合は、実施機関の取り決めに応じて選定するなどの運用も可能です。また、学校訪問先の生徒などだけが参加するのではなく、広く一般に周知し、応募した生徒などが自由に参加できるような工夫も考えられます。

なお、学校訪問は、理系進路選択に関心を寄せていない、または、迷っている女子中高生へ働きかける有効な手法と考えますので、積極的な取り組みをお願いします。

Q 2-11 女子中学生または女子高校生のいずれか一方のみを対象とした取り組みを実施することはできますか。

A 2-11 できます。

女子中高生の理解度に応じた取り組みを実施するため、女子中学生（または女子高校生）のみに限定することで効果の増大を期待する取り組みを実施することができます。

ただし、女子高生に限定した取り組みのみで企画を構成することはできません。女子高生に限定した取り組みを実施する際は、別途女子中学生を対象とした取り組みも実施することを必須とします。

また、ご提案いただく企画は、女子中高生を対象とした取り組みだけではなく、保護者と教員を対象とした取り組みなどもありますので、詳しくは、募集要項 P 6 「5. 企画の内容」をご確認ください。

Q 2-12 小学生向けの取り組みを実施することはできますか。

A 2-12 本プログラムは、女子中高生を対象とするプログラムのため、小学生のみを対象とした取り組みを実施することはできません。

ただし、募集要項 P 9 「iv 事業の継続性（ア）実施体制に参加する機関が集まって進める取り組み」について、関係機関相互の連携を強めるため、実施体制に参加する機関全体による取り組みで、毎年継続して、地域に対して働きかけを行うなど女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげていく取り組みは、多くの方へ波及効果を期待する取り組みのため、女子中高生に加え、小学生が参加することも可能とします。

Q 2-13 募集要項 P 7 「5. 企画の内容（4）企画の構成要素と項目 i. 取り組み」

に記載のある「理系分野での多様な学び」とは、具体的にはどのようなことを想定しているでしょうか。

A 2-13 理系学部で学ぶことができる内容、学んだ内容が社会でどのように役立つか、どのように利用されているか、今後どのように発展していくかなどの内容や、研究室などでの実験体験、理系分野の施設・職場見学、理系女子学生との対話から知る大学生活などが想定されます。

Q 2-14 中学校・高等学校の教員に向けた取り組みの場としては、どのようなところが考えられますか。

A 2-14 悉皆研修、進路主任会や理科部会などの既存の集まりの場を活用することが考えられます。教育委員会との連携で、教育委員会や教育センター主催の研修講座や、学校訪問の際に教員対象の取り組みを行うことも考えられます。

Q 2-15 実施体制で民間企業が参加する体制を必須としているのはなぜでしょうか。

A 2-15 将来、多くの女子生徒が民間企業で活躍することが考えられますが、理系の大学などを卒業した後の将来の姿がイメージできないという意見があります。理系進路選択を後押しするためには、企業の中で働く姿、社会で活躍する姿について、中高生のうちからイメージをこれまで以上に広げていく必要があります。また、保護者と教員にとっても女子生徒が理系の大学を卒業した後の活躍の場が社会で広がっていることを知ることが大事であり、そのためには民間企業の参加が有効と考えるためです。

Q 2-16 実施体制に必要なグループC教育委員会との連携は、提案書の提出期限までに構築している必要がありますか。

A 2-16 提案書の提出期限までに教育委員会との調整ができていなくても応募は可能です。その場合は、企画提案書に平成31年9月末までに参加を想定していることを記入し、JSTとの実施協定成立後どのようにして協力関係を構築していくのかを企画提案書の所定箇所に記述してください。

Q 2-17 募集要項P10「iii. 効果的な活動」として、「各取り組みや成果について、他の実施機関をはじめとする外部機関・地域に対して情報発信、普及などを図ること。」とは、どのようなことが想定されるでしょうか。

A 2-17 本プログラムの取り組みを参加者・関係者だけで閉じるのではなく、参加者・関係者を通じて発信するなどして、他へ波及することを期待します。一例ですが、学校訪問を受けた生徒が、校内の他学年や他学級に体験した内容や感想を伝える発表の場を設定したり、教員が他校の教員へ学校訪問の様子を伝える報告の場を設定したりするなど、直接、本企画に参加していない

方へ広がることを想定しています。効果的な活動を「5. 企画の内容 iv 事業の継続性（ア）実施体制に参加する機関が集まって進める取り組み」の関係機関相互の連携を強めるため、毎年継続していく取り組みで設定することも考えられます。

Q 2-18 募集要項 P 10「iv 事業の継続性（ア）実施体制に参加する機関が集まって進める取り組み」の中に記載している「関係機関相互の連携を強めるため、実施体制に参画する機関全体による取り組みを行い、毎年継続して、地域に対して働きかけを行うなど女子生徒の理系進路選択支援に係る環境醸成へとつなげるように努めてください。」とは、どの様な取り組みを想定しているのでしょうか。

A 2-18 JST の支援終了後も実施体制などを通じ、複数の機関の協力を得て行われる取り組みを想定しています。毎年開催される取り組みとして地域に根付かせ、本プログラムについて知らない多くの方にも周知してください。地域で行われている既存のイベントなどと連携することも考えられます。

一例ですが、成果発表などの場として広く社会に情報発信するなどが考えられます。その場では、様々な取り組みを開催し、多くの情報を提供することが考えられます。実施機関が取り組んできた内容や成果の紹介、取り組みに参加した生徒の感想や学んだことの紹介、連携機関の取り組み紹介、理系分野で学べる学問の紹介、理系分野卒業後の活躍の場の紹介、実験教室などです。

研究者、企業人、教授、大学院生、大学生など多様な立場の方々の参加を呼びかけ、理系分野に携わる方々と女子生徒をつなげる機会をつくることで、将来についての視野を広げ、イメージできることを期待しています。

なお、取り組みの対象は、女子生徒に限らず地域の多くの方々ですので、女子が理系進路を選択することについて後押しするための情報発信などを行い、理解を得ることで継続的に行われていくことが必要です。

Q 2-19 オープンキャンパスの中で実施する場合には、どのような配慮が必要ですか。

A 2-19 オープンキャンパスで実施する必要性（著しい効果など）の明記が必要です。

原則として、オープンキャンパスとの併催はできませんが、本企画の実施体制に参加する機関が協力し、単独で実施するよりも著しい効果が認められ、審査において認められた場合にのみ実施できますので、必ず企画提案書に記述してください。また、オープンキャンパスで来場した一般参加者が、本プログラムの取り組みに当日参加できるような工夫や余地を設定してください。

Q 2-20 支援対象とならない企画として「物品販売、営利活動」が挙げられています
が、“実費徴収”を行うことはできないでしょうか。

A 2-20 実験などの消耗品、印刷代など、活動を進めていくために必要な経費に関し
て、参加者から「実費徴収」することは可能です。その場合には、募集時に
参加者にその内容を知らせ、同意を得た後で徴収して下さい。尚、講師や
TAの謝金などはこれに含まれません。

Q 2-21 大学組織の一部である研究所やセンターなどの応募はできますか。

A 2-21 できません。

大学などでは、一部の学部・組織からの応募ではなくは、1大学1企画とし
て応募してください。応募者は、実施機関の長である学長、総長、理事長、
機構長などを実施責任者として応募してください。

Q 2-22 学部ごとの応募など、一つの大学から複数の企画を応募できますか。

A 2-22 できません。

大学などでは、一部の学部・組織からの応募ではなくは、1大学1企画とし
て応募してください。機関としての相乗効果を生み出すためにも、複数の学
部が協力し企画を一本化して応募してください。

Q 2-23 募集要項P13「V. 審査の観点」(ウ)【女子中高生】に記載のある「理系
進路選択に関心の薄い、または文理選択に迷っている女子中高生（特に女子
中学生）を中心とした取り組みが含まれているか」「対象となる参加者それ
ぞれの興味・関心、進路意識に応じた取り組みが企画されているか」が求め
られるのはなぜでしょうか。

A 2-23 進路選択にあたっては、幅広い情報に接する機会が重要となりますが、理系
進路選択に関心が薄い生徒については、適切な時期に情報に接する機会を逸
することが多く、幅広い情報に接した上で進路を選択できる環境の醸成が必
要と考えられるためです。

また、理系進学を希望している女子生徒と理系進路選択に迷いがある女子生
徒においては、興味・関心を高める内容にも違いがあり、伝え方にも工夫が
必要と考えられるため、参加者それぞれに応じた取り組みの計画が望まれます。

Q 2-24 採択された後に企画提案書の内容を変更することはできますか。

A 2-24 原則として、採択後の変更はできません。

企画提案書の内容にて採択機関を選考していますので、人数変更も含め、企
画提案書の内容での実施が原則となります

ただし、採択時のコメントを踏まえて企画提案書での提案内容を変更していただくことがあります。

3 経費計上

Q 3-1 他の補助金などと合算して使用することはできますか。

A 3-1 できません。

本プログラムの取り組みの一部または全部が他の補助金などを受けている場合には重複支援になり、その取り組みについては支援することができません。負担対象費用を超過する場合は、運営費交付金などの自己資金を充当することが出来ます。

ただし、事前に企画内容の整理・仕分けを明確に行った上で、既存の企画を活用し、本プログラムの応募内容との相乗効果を計るなど、支援終了後の継続性を鑑み、他の補助金などで支援を受けている企画と連携することは可能です。

Q 3-2 応募した経費から減額して採択される場合はありますか。

A 3-2 経費の総額が企画の実施規模に見合っていない場合や、企画実施に直接的に必要な経費以外が含まれていると認められる場合には、減額を条件に採択する場合があります。

Q 3-3 実施機関、共同機関に属する者が、謝金を受け取ることはできますか。

A 3-3 できません。

実施機関、共同機関と雇用関係にある方が本件業務にあたることは職務とみなしますので、原則として謝金を支払うことはできません。実施機関、共同機関と雇用関係にない方については、謝金を受け取ることが出来ます。

Q 3-4 どのような場合に人件費として計上することになりますか。

A 3-4 人件費は、企画に直接従事し主体的に担当する者、企画を行う者のうち、継続的、長期的（1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上、つまり雇用保険料の支払いが発生）に雇用する者、人材派遣による場合について計上することになります。ただし、審査において認められることが必要ですので、企画提案書に必ず記載してください。

Q 3-5 TAとして認められるのはどのような業務についてですか。

A 3-5 観察、実験、実習など（事前・事後打ち合わせ、予備実験を含む）において、講師の下で行う、専門的な指導補助です。なお、講師が不在の状態で、TAだけが参加者を指導することはできません。

Q 3-6 事務補助員の人件費を計上することはできますか。

A 3-6 できます。

ただし、企画提案書に合理的な理由などが詳述され、審査において認められたもののみ、長期的・継続的な人件費を執行することができます。

Q 3-7 バス代（車両雇上）はどのような場合に計上することができますか。

A 3-7 実施機関から連携機関・実習場所などへの移動については車両雇上の必然性があれば、費用を計上できます。なお、参加者が自宅または駅から集合場所へ移動するためのバス代（送迎バスへの支出）は計上できませんので、ご注意ください。

4 その他

Q 4-1 企画提案書【3】（2）の「女性科学者などに関する補助金などについて」に、JST または他機関から受けている支援について記載すると、審査に不利になりますか。

A 4-1 当該欄は、他支援と内容の重複がないかなどを確認するものであり、それ以外に審査に影響することはありません。採択後に未記載の補助金などを得ていたことが判明し、内容の重複が認められる場合は、採択の取り消しとなることがありますので、他の補助金などの支援による取り組みがある場合には、本応募の企画内容との整理・仕分けを含め、必ず記載してください。